JACOネットワークサービス
JACO Monthly ネットワーク月報 4月
無断複写禁
2013年4月1日 発行
発行：日本環境認証機構
技術部

－ 目　　次 －

１．トピックス　1頁
　１）今後のフロン類等対策の方向性について（意見具申）　1頁
　２）「排出ガス後処理装置検討会」中間報告　2頁
２．環境等に関する法規制等の最近の動き　3頁
　１）省エネルギー法施行規則等の改正　3頁
　２）小型家電リサイクル法施行令等の制定　4頁
　３）大防法施行規則の改正　6頁
　４）特化則等の改正　6頁
　５）グリーン購入法の基本方針の改正　7頁
　６）環境配慮契約法の基本方針の改正　8頁
　７）温対法の改正に関する閣議決定　8頁
　８）省エネルギー法の改正に関する閣議決定　9頁
３．最近公布された環境法規制一覧　10頁
４．2012年度ＪＡＣＯネットワーク月報まとめ（2012.4～2013.3）　13頁
５．ＪＡＣＯからのお知らせ　20頁

１．トピックス

１）今後のフロン類等対策の方向性について（意見具申）※1

ＨＦＣ（ハイドロフルオロカーボン）を始めとする**代替フロン等３ガスの排出量**については、**産業部門を中心に削減**が進んできたが、**冷凍空調機器の冷媒用途を中心に増加傾向**にあり、今後、冷媒ＨＦＣを中心に急増する見込みです。また、前回の『特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン類回収破壊法）』の改正では行程管理制度等を新たに導入したが、**廃棄時冷媒回収率は依然３割程度で推移**している。加えて、冷凍空調機器の使用中に、これまでの**想定を大きく上回る規模で冷媒フロン類が漏えい**していることが判明した。フロン類回収破壊法の見直し検討時期の到来等も踏まえ、従来の取組を包括的に見直すことが必要となっている。

このような状況において、今後のフロン類等の排出抑制の一層の推進を図っていくため、2011年７月から中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会合において審議を行い、2012年12月15日から2013年１月15日に実施されたパブリックコメントの結果も踏まえ、両小委員会の検討報告書として

「今後のフロン類等対策の方向性について」が取りまとめられ、中央環境審議会から環境大臣に意見具申された。

具体的な対策としては、①フロン類仕様製品のノンフロン・低ＧＷＰ化促進（機器・製品メーカーによる転換）、②フロン類の実質的フェーズダウン（ガスメーカーによる取組）、③業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止（使用者による冷媒管理）、④フロン類回収を促進するための方策、⑤建築物の解体工事における指導・取組の強化、について取りまとめられた。

２）「排出ガス後処理装置検討会」中間報告の取りまとめについて ※2

現在、ディーゼル重量車（車両総重量 3.5 ㌧超のトラック・バス）には平成 21 年排出ガス規制が適用されているが、平成 17 年規制に適合した車両のうち、尿素ＳＣＲシステムを搭載した使用過程車について、環境省の調査結果から尿素ＳＣＲシステムの性能劣化により窒素酸化物(NOx)の値が新車時に適用される規制値を大幅に超過する事例が確認された。これを受け、環境省及び国土交通省において、学識経験者等からなる「排出ガス後処理装置検討会」を 2012 年 10 月に設置し、原因の究明及び対策の検討を進めてきた。今般、排出ガス後処理装置検討会において中間報告を取りまとめられた。

（１）炭化水素(HC)被毒に対する対応について

・尿素ＳＣＲシステムを構成する触媒について、性能低下の原因の一つは、未燃ＨＣが付着する「ＨＣ被毒」と特定。

・対策として、尿素ＳＣＲシステムを 400℃～500℃、40 分間程度、昇温することが有効である。また、車両の使用に伴い再びＨＣ被毒が進行するため、継続検査の機会等を利用し、定期的に昇温することが望ましい。

（２）今後の対応について

以下の課題について、2013 年度末までに最終取りまとめを行う予定。

・自動車メーカーの自主的な取組の有効性についての検証。

・尿素ＳＣＲシステムのうち、昇温後も初期性能まで回復しない「前段酸化触媒」についての性能低下のメカニズム等の更なる調査・検討。

・原因究明の結果を踏まえた新型車の認証時の排出ガス試験法の見直し。

・平成 21 年規制適合車についての同様の性能低下の発生有無の確認。

2.環境等に関する法規制等の最近の動き

1）省エネルギー法施行規則等の改正 ※3

トップランナー基準（各々の機器において、商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れている機器を目標基準とし、目標年度までにその目標基準以上の省エネ性能を目指す制度）の対象となる特定機器のうち**電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の対象範囲が拡大**されるとともに、拡大された機器の目標基準及び目標年度等が定められた。

また、2013 年 2 月 20 日に公布された『エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令 ※4』により、トップランナー基準の対象となる特定機器に追加された**複合機**、**プリンター**、**電気温水器**について、その**目標基準及び目標年度等**が定められた。

（1）『エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則』の改正

（2013.03.01 経済産業省 省令第 7 号）

電気冷蔵庫及び電気冷凍庫については、現行の家庭用冷蔵庫及び家庭用冷凍庫に加えて、**業務用冷蔵庫及び業務用冷凍庫へ対象範囲を拡大**（定格内容量が 2,000L を超えるものなど一部の業務用冷蔵庫及び業務用冷凍庫は引き続き適用除外）。2013 年 3 月 1 日より施行された。（第 48 条関係）

（2）『電気冷蔵庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等』の制定

（2013.03.01 経済産業省 告示第 34 号）

業務用冷蔵庫の**目標基準（冷蔵庫の種類、形状、インバータ制御電動機の有無に応じた基準エネルギー消費効率）**、**目標年度（2016 年度）**、**エネルギー消費効率の測定方法**が定められた（2013 年 3 月 1 日より施行）。

加えて、製造事業者等が**本体に表示**すべき事項も定められた（2014 年 3 月 1 日より施行）。

（3）『電気冷凍庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等』の制定

（2013.03.01 経済産業省 告示第 35 号）

業務用冷凍庫の**目標基準（冷凍庫の形状に応じた基準エネルギー消費効率）**、**目標年度（2016 年度）**、**エネルギー消費効率の測定方法**が定められた（2013 年 3 月 1 日より施行）。

加えて、製造事業者等が**本体に表示**すべき事項も定められた（2014 年 3 月 1 日より施行）。

（4）『複合機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等』の制定

（2013.03.01 経済産業省 告示第 36 号）

複合機の**目標基準（カラー複写又はカラー印刷機能の有無、複写又は印刷速度に応じた基準エネルギー消費効率）**、**目標年度（2017 年度）**、**エネルギー消費効率の測定方法**が定められた（2013 年 3 月 1 日より施行）。

加えて、製造事業者等が**カタログ及び取扱説明書に表示**すべき事項も定められた（2014 年 3 月 1 日より施行）。

（５）『プリンターの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等』の制定

（2013.03.01 経済産業省 告示第 37 号）

プリンターの**目標基準（カラー印刷機能の有無、印刷速度に応じた基準エネルギー消費効率）**、**目標年度（2017 年度）**、**エネルギー消費効率の測定方法**が定められた（2013 年 3 月 1 日より施行）。

加えて、製造事業者等が**カタログ及び取扱説明書に表示**すべき事項も定められた（2014 年 3 月 1 日より施行）。

（６）『電気温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等』の制定

（2013.03.01 経済産業省 告示第 38 号）

電気温水器の**目標基準（想定世帯、貯湯容量、寒冷地仕様か否か、保温機能の有無、貯湯缶数に応じた基準エネルギー消費効率）**、**目標年度（2017 年度）**、**エネルギー消費効率の測定方法**が定められた（2013 年 3 月 1 日より施行）。

加えて、製造事業者等が**カタログ及び取扱説明書に表示**すべき事項も定められた（2014 年 3 月 1 日より施行）。

２）小型家電リサイクル法施行令等の制定 ※5

『使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日を定める政令』の制定

（2013.03.06 財務省・経済産業省・環境省 政令第 44 号）

『使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令』の制定

（2013.03.06 経済産業省・環境省 政令第 45 号）

『使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則』の制定

（2013.03.06 経済産業省・環境省 省令第 3 号）

第 180 回通常国会において、『使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）※6』が成立し、2012 年 8 月 10 日に公布された。本法の施行期日を 2013 年 4 月 1 日とする『使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日を定める施行令』及び、法施行に伴い必要となる事項を定めた『使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令』が 2013 年 3 月 1 日に閣議決定され、2013 年 3 月 6 日に公布された。2013 年 4 月 1 日より施行される。

（１）制度対象品目

制度対象品目は、**下記 28 分類**（一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具であるものに限るものとし、これらの附属品を含む）とされた。（施行令第 1 条関係）

・電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
・携帯電話端末、ＰＨＳ端末その他の無線通信機械器具
・ラジオ受信機及びテレビジョン受信機
（家電リサイクル法に掲げるテレビジョン受信機を除く）
・デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具

・デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
・パーソナルコンピュータ
・磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
・プリンターその他の印刷装置
・ディスプレイその他の表示装置
・電子書籍端末
・電動ミシン
・電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
・電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
・ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
・電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
・フィルムカメラ
・ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具
（家電リサイクル法に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く）
・扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具
（家電リサイクル法に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く）
・電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具
（家電リサイクル法に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）
・電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
・ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
・電気マッサージ器
・ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
・電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
・蛍光灯器具その他の電気照明器具
・電子時計及び電気時計
・電子楽器及び電気楽器
・ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

（２）再資源化事業計画の認定基準

①再資源化事業の内容の基準（施行規則第 4 条関係）

・引取りから処分が終了するまでの一連の行程が明らかであること
・使用済小型電子機器等から密閉型蓄電池、蛍光灯、フロン類等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し処理すること
・使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、銅、金、銀、白金、パラジウム及びプラスチックを破砕、選別その他の方法により高度に分別して回収し、当該回収物に含まれる資源の再資源化、熱回収又は安定化を行うこと
・個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること
・再資源化事業を他人に委託する場合にあっては、適切に行うこと
・使用済小型電子機器等の再使用を行う場合にあっては、適正に動作することを確認すること等を行うことにより再使用を適正に行うこと

・再資源化事業の実施の状況を把握する措置を講じていること

②区域の基準（施行規則第 5 条関係）

・北海道若しくは沖縄県又は相互に隣接する 3 以上の都道府県の区域の全部を含むものであり、区域内の人口密度が 1km^2 あたり 1,000 人未満であること

・互いに隣接しない複数の区域で構成される場合においては、それぞれの区域について上記の基準を満たしていること

③者の能力及び施設の基準（施行規則第 6 条関係）

・申請者及びその委託先の者が、使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能並びに経理的基礎を有すこと

・収集又は運搬の用に供する施設が、生活環境保全上の支障を及ぼさないよう必要な措置を講じた施設であること

・処分の用に供する施設が、生活環境保全上の支障や個人情報の漏えいを及ぼさないよう必要な措置を講じてあること等により適切なものであること

3）大防法施行規則の改正 ※7

（2013.3.6 環境省 省令第 4 号）

2012 年 4 月 20 日付けで諮問した「今後の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）排出抑制対策の在り方について」について、中央環境審議会会長から環境大臣に対して答申された。事業者の負担軽減を図り、より効率的な体系作りを推進することが重要とされたことから、**ＶＯＣ排出濃度の測定回数**を年2回以上から**年１回以上**に**緩和**された『大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令』が 2013 年 3 月 6 日に公布された。2013 年 3 月 6 日より施行された。

4）特化則等の改正 ※8

「平成 23 年度管理濃度等検討会」において検討された結果及びその報告書を踏まえ、ベリリウム及びその化合物の管理濃度等を改めるとともに、オルトーフタロジニトリルの管理濃度を定め、それに基づく作業環境測定の結果の評価等を義務付ける等の改正を行う『特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令』『特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示を定める件』が 2013 年 3 月 5 日に公布された。2013 年 4 月 1 日より施行される。

（1）『特定化学物質障害予防規則』の改正

（2013.03.05 厚生労働省 省令第 21 号）

オルトーフタロジニトリルについて、**作業環境測定結果の評価**、**評価記録の 3 年間保存**を義務付け。（第 35 条の 2 関係）

（2）『特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能』の改正

（2013.03.05 厚生労働省 告示第 35 号）

ベリリウム及びその化合物、**オルトーフタロジニトリル**を製造し、又は取り扱う作業場に設ける局所排気装置の性能要件としての抑制濃度について、**ベリリウム及びその化合物**の抑

制濃度を 0.001mg/m³ に引き下げるとともに、オルトーフタロジニトリルの抑制濃度を 0.01mg/m³ に引き下げた。（第 1 号関係）

（３）『作業環境測定基準』の改正

（2013.03.05 厚生労働省 告示第 35 号）

オルトーフタロジニトリルについては、揮発性が高く、気体状のものも精度よく捕集する必要があることから、その試料採取方法は、ろ過捕集方法と固体補修方法を組み合わせた方法に変更された。これに伴い、オルトーフタロジニトリルの分析方法は、ガスクロマトグラフ分析方法に変更された。（別表第 1 関係）

（４）『作業環境評価基準』の改正

（2013.03.05 厚生労働省 告示第 35 号）

ベリリウム及びその化合物の管理濃度を 0.001mg/m³ に引き下げるとともに、オルトーフタロジニトリルの管理濃度を 0.01mg/m³ と定められた。（別表関係）

５）グリーン購入法の基本方針の改正 ※9

（2013.3.1 環境省 告示第 17 号）

『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）』の基本方針の改正が 2013 年 2 月 5 日に閣議決定され、2013 年 3 月 1 日に公布された。基本方針に定める特定調達品目とその判断基準等は、環境負荷低減に資する物品等への需要の転換をさらに推進するため、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて毎年度見直しが行われている。今回の改正では、5 品目の追加、57 品目の基準見直しが行われた（これにより特定調達品目は全部で 19 分野 266 品目）。国等の公共機関が行う 2013 年度（2013 年 4 月 1 日以降）の調達より適用される。

（１）新規の追加品目（5 品目）

①防災備蓄用品：保存パン（廃棄物の発生抑制等を目的として賞味期限等を判断の基準に設定）
②防災備蓄用品：栄養調整食品（同上）
③防災備蓄用品：フリーズドライ食品（同上）
④防災備蓄用品：携帯発電機（排ガス基準、騒音基準及び連続運転可能時間を判断の基準に設定）
⑤役務：引越運送（反復利用可能な資材の使用及び自動車輸送時の環境配慮等を判断の基準に設定）

（２）主な品目における基準見直しの概要

①オフィス家具等については、保守部品及び消耗品の供給期間を判断の基準に追加。また、粉体塗料及び水性塗料等の使用等を配慮事項に追加。
②プロジェクタについては、欧州ＥｒＰ（Energy-related Products）指令の改正に伴い、待機時消費電力に係る判断の基準を見直し。
③照明については、省エネルギー法の多段階評価基準の改正に伴い、蛍光灯照明器具についてエネルギー消費効率に係る判断の基準を見直し、及び経過措置を設定。
④制服・作業服、カーテン、ニードルパンチカーペット等については、植物由来の非生分解

性プラスチックから製造・加工される合成繊維の使用等を判断の基準に追加。

⑤**太陽光発電システム**については、太陽電池モジュールの変換効率に係る判断の基準を見直し。

⑥**変圧器**については、省エネルギー法のトップランナー基準の改正に伴い、エネルギー消費効率に係る判断の基準を見直し。

６）環境配慮契約法の基本方針の改正 ※10

（2013.3.1 環境省 告示第１号）

『国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）』の基本方針の改正が 2013 年 2 月 5 日に閣議決定され、2013 年 3 月 1 日に公布された。今回の改正では、**「産業廃棄物の処理に係る契約」を追加**するとともに、**「電気の供給を受ける契約」の評価項目の見直し**が行われた。国等の公共機関が行う 2013 年度（2013 年 4 月 1 日以降）の契約より適用される。

（１）産業廃棄物の処理に係る契約

入札の参加条件として、「温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況」と「適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等」を設定した。

（２）電気の供給を受ける契約

2012 年 7 月に『電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法』が施行され、『電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法』が廃止されたことに伴い、評価対象となる再エネの定義を『電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法』に基づくものに修正した。

７）温対法の改正に関する閣議決定 ※11

現行の『地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）』では、京都議定書に基づく削減約束に対応して、京都議定書目標達成計画を策定することとされているが、**2012 年末をもって京都議定書第一約束期間が終了**し、現行の京都議定書目標達成計画に基づく取組も 2012 年度末をもって終了する。我が国は、**京都議定書第二約束期間（2013 年～2020 年）には加わらない**ものの、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、2013 年度以降も**引き続き地球温暖化対策に取り組む**。

このため、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るべく、『地球温暖化対策の推進に関する法律』の一部を改正し、国による地球温暖化対策計画の策定を規定する等の所要の措置を講じることとし、2013 年 3 月 15 日の閣議において、『地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案』が閣議決定された。

（１）改正の概要

①**三ふっ化窒素**を**温室効果ガス**の種類として**追加**する

②国は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・

地方公共団体が講ずべき施策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定するものとする

③地球温暖化対策計画の案は、地球温暖化対策推進本部において作成することとする

（２）施行期日

公布日から施行する。ただし、三ふっ化窒素を温室効果ガスの種類として追加する改正規定は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

８）省エネルギー法の改正に関する閣議決定 ※12

近年、業務・家庭といった民生部門におけるエネルギー使用量が増加傾向にあることを踏まえ、産業部門だけでなく、民生部門においても省エネルギー対策を一層進めることが求められている。また、電力の需給の早期安定化の観点から、供給体制の強化に万全を期すとともに、需要側においても、普及が進みつつある蓄電池やエネルギー管理システム等が有効に活用されるよう、電力ピーク対策を円滑化する措置を講ずることが必要であり、2013 年 3 月 5 日の閣議において、『エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案』が閣議決定された。

（１）改正の概要

①建築材料等に係るトップランナー基準

これまでのトップランナー基準は、エネルギーを消費する機械器具が対象でした。今般、自らエネルギーを消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たに**トップランナー基準**の対象に追加する。具体的には、**建築材料等（窓、断熱材等）**を想定し、企業の技術革新を促し、住宅・建築物の断熱性能の底上げを図る。

②需要家側における対策（工場、輸送等）

需要家が、従来の省エネルギー対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム、自家発電の活用等により、**電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組**を行った場合に、これを**プラスに評価できる体系**にする。具体的には、ピーク時間帯に工夫して、系統電力の使用を減らす取組（節電）をした場合に、これをプラスに評価することで、省エネルギー法の**努力目標（原単位の改善率年平均 1%）を達成しやすくなる**よう、努力目標の算出方法を見直す。

（２）施行期日

公布日から起算して１年３ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3．2013 年 2 月 26 日～3 月 25 日までに公布された環境法規制一覧 ※13

- □ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する告示（2013/2/26　官報第 5993 号）
- □ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第五条第一項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準の一部を改正する件（2013/2/26　官報第 5993 号）
- □ 瀬戸内海国立公園の特別地域の区域を変更する件（2013/2/28　官報第 5995 号）
- □ 瀬戸内海国立公園の海域公園地区を指定する件（2013/2/28　官報第 5995 号）
- □ 自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件（2013/2/28　官報第 5995 号）
- □ 特定廃棄物の埋立処分の場所に係る外周仕切設備の要件（2013/2/28　官報第 5995 号）
- □ 特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置（2013/2/28　官報第 5995 号）
- □ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（2013/3/1　官報号外第 40 号）
- □ 複写機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（2013/3/1　官報号外第 40 号）
- □ 電気冷蔵庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（2013/3/1　官報号外第 40 号）
- □ 電気冷凍庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（2013/3/1　官報号外第 40 号）
- □ 複合機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（2013/3/1　官報号外第 40 号）
- □ プリンターの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（2013/3/1　官報号外第 40 号）
- □ 電気温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（2013/3/1　官報号外第 40 号）
- □ 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（2013/3/1　官報号外第 40 号）
- □ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（2013/3/1　官報号外第 41 号）
- □ 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更について（2013/3/1　官報号外第 41 号）
- □ 特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（2013/3/5　官報第 5998 号）
- □ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示を定める件（2013/3/5　官報第 5998 号）
  （特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能、作業環境測定基準、作業環境評価基準　改正）
- □ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（2013/3/5　官報第 5998 号）
- □ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(北海道地方)（2013/3/5　官報第 5998 号）
- □ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(北海道地方)（2013/3/5　官報第 5998 号）
- □ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(関東地方)（2013/3/5　官報第 5998 号）
- □ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(関東地方)（2013/3/5　官報第 5998 号）
- □ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(中部地方)（2013/3/5　官報第 5998 号）
- □ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(近畿地方)（2013/3/5　官報第 5998 号）

□ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(中国四国地方)(2013/3/5　官報第 5998 号)

□ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(中国四国地方)(2013/3/5　官報第 5998 号)

□ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日を定める政令(2013/3/6　官報第 5999 号)

□ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令(2013/3/6　官報第 5999 号)

□ 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(2013/3/6　官報第 5999 号)

□ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則(2013/3/6　官報号外第 44 号)

□ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第四条に規定する委託の基準に関する省令(2013/3/6　官報号外第 44 号)

□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(2013/3/6　官報号外第 44 号)

□ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めた件(2013/3/6　官報号外第 44 号)

□ エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件(東京都千代田区)(2013/3/11　官報第 6002 号)

□ 阿寒国立公園の特別保護地区の区域を変更する件(2013/3/12　官報第 6003 号)

□ 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件(2013/3/18　官報第 6007 号)

□ 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件(2013/3/18　官報第 6007 号)

□ 福島県相馬郡飯舘村の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件(2013/3/19　官報第 6008 号)

□ 福島県双葉郡川内村の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件(2013/3/19　官報第 6008 号)

□ 環境影響評価法施行令別表第三の十の項の第三欄に規定する値を定める省令(2013/3/21　官報第 6009 号)

□ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令(2013/3/21　官報号外第 56 号)

□ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質(2013/3/22　官報号外第 57 号)

□ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件(2013/3/22　官報号外第 57 号)

－ 引 用 文 献 －

※1 環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室：「今後のフロン類等対策の方向性について」（中央環境審議会意見具申）について（お知らせ）（2013/3/22）

※2 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室：「排出ガス後処理装置検討会」中間報告の取りまとめについて（お知らせ）（2013/3/14）

※3 官報号外第 40 号（2013/3/1）

※4 JACO ネットワーク月報 2013 年 3 月号（2013/3/1）

※5 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令等の公布について（お知らせ）（2013/2/21）

※6 JACO ネットワーク月報 2012 年 9 月号（2012/9/3）

※7 環境省水・大気環境局大気環境課：大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の公布及び「今後の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の排出抑制対策の在り方について」に係る中央環境審議会答申について（お知らせ）（2013/3/6）

※8 厚生労働省労働基準局：特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令等の施行等について（2013/3/5）

※9 環境省総合環境政策局環境経済課：「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更について（お知らせ）（2013/2/5）

※10 環境省総合環境政策局環境経済課：「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」の変更について（お知らせ）（2013/2/5）

※11 環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室：地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について（お知らせ）（2013/3/15）

※12 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課：エネルギーの仕様の合理化に関する法律（省エネ法）の一部を改正する法律案が閣議決定されました（2013/3/5）

※13 官報（本紙第 5993 号～第 6011 号、号外第 36 号～第 60 号、特別号外第 4 号～第 5 号）

4．2012 年度ＪＡＣＯネットワーク月報まとめ（2012.4～2013.3）

１）環境等に関する法規制等関係

法規制等名称	主な内容（概要）	施行期日	月報
『危険物の規制に関する規則』の改正	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（セルフスタンド）において、Ｅ１０を取り扱う場合の技術上の基準が定められた。 セルフスタンドの固定給油設備と固定注油設備において、給油ホース等の直近その他見やすい箇所に、ハイオクのＥ１０は「ハイオクガソリン(E)」または「ハイオク(E)」の文字、レギュラーのＥ１０は「レギュラーガソリン(E)」または「レギュラー(E)」の文字を表示することが義務付けられた。 また、区別のために彩色する際には、ハイオクのＥ１０は「ピンク色」、レギュラーのＥ１０は「紫色」を用いることが義務付けられた。	2012 年 4 月 1 日より施行	2012 年 4 月号（3 頁）
『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』の改正	調達品目 15 品目の基準見直しが行われた。引き続き、特定調達品目は全部で 19 分野 261 品目。	2012 年 4 月 1 日以降の調達より適用	2012 年 4 月号（4 頁）
『水質汚濁防止法施行規則』の改正	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る構造・設備・使用方法に関する基準、点検方法等が定められた。	2012 年 6 月 1 日より施行	2012 年 5 月号（4 頁）
『食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令に基づく主務大臣の定める期間及び基準発生原単位の件』の制定	2012 年 4 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日までの期間における、食品製造業、食品卸売業、食品小売業ごとに発生抑制の目標値（発生量 ÷ 売上高・製造数量・その他の発生量と密接な関係を持つ値）が定められた。	2012 年 4 月 1 日より施行	2012 年 5 月号（5 頁）
『大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令』『自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度』『自動車排出ガスの量の許容限度』の改正	エタノール 10 体積%混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル 22 体積%混合ガソリンに対応した自動車の燃料規格等が定められた。	2012 年 4 月 1 日より施行	2012 年 5 月号（5 頁）
『指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令』『指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針』の改正	安全データシート(ＳＤＳ)制度により提供しなければならない情報に、①応急措置、②火災時の措置、③曝露防止措置、④有害性・環境影響の要約、⑤適用される法令、⑥その他必要と認められる情報、が追加された（記載を義務化）。さらに、、新たに容器又は包装へラベル表示による情報提供を JIS Z 7253 により行うことが努力義務化された。	2012 年 6 月 1 日より段階的に施行	2012 年 5 月号（6 頁）

法規制等名称	主な内容（概要）	施行期日	月報
『水質汚濁防止法施行令』『水質汚濁防止法施行規則』『排水基準を定める省令』の改正	有害物質として 3 物質追加、指定物質として 6 物質追加、特定施設として 2 施設追加された。 また、追加された有害物質に対する地下水の水質浄化基準等が定められた。	2012 年 5 月 25 日より施行	2012 年 6 月号（3 頁）
『下水道法施行令』の改正	特定事業場から下水道に排除される下水における１，４－ジオキサンの水質基準が定められた。	2012 年 5 月 25 日より施行	2012 年 6 月号（4 頁）
『危険物の規制に関する政令』『危険物の規制に関する規則』の改正	顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所（セルフスタンド）に圧縮水素充てん設備を設置することができるよう技術上の基準が定められた。 また、危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所について、建築物の一区画等に設置することができるよう位置・構造・設備に係る技術上の基準の特例が定められた。	2012 年 5 月 23 日より施行	2012 年 6 月号（5 頁）
『環境基本計画』の改正	環境基本計画と東日本大震災及び原子力発電所事故、復旧・復興に係る施策と放射性物質による環境汚染対策について追記された。また、優先的に取り組む重点分野について見直しが行われた。	2012 年 6 月 12 日より施行	2012 年 7 月号（3 頁）
『電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件』『電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示』の制定	2012 年度（2012 年 7 月から 2013 年 3 月末まで）における再生可能エネルギー電気の調達価格、調達期間、賦課金単価が定められた。	2012 年 7 月 1 日より施行	2012 年 7 月号（4 頁）
『工場立地法施行令』『工場立地法施行規則』『工場立地に関する準則』の改正	電気供給業における太陽光発電施設を『工場立地法』上の届出対象施設から除外された。 また、売電用の太陽光発電施設が環境施設に位置付けられた（これまでは自家発用の太陽光発電施設のみ環境施設に位置付け）。	2012 年 6 月 15 日より施行	2012 年 7 月号（5 頁）

法規制等名称	主な内容（概要）	施行期日	月報
『消防法』の改正	大規模・高層ビル等における防火管理体制・防災管理体制が強化され、複合ビル等では建築物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定めること等が義務付けられた。 また、多数の者が出入する建築物では建築物全体の防災管理業務を行う統括防災管理者を協議して定めることが義務付けられた。	2014 年 4 月 1 日より施行	2012 年 8 月号（3 頁）
『特定家庭用機器再商品化法施行規則』『使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則』『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則』等の改正	『住民基本台帳法の一部を改正する法律』の一部、『出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律』の施行に伴い、各種認定等の申請において、申請者等が外国人であった場合に、申請書に添付する書類から外国人登録証明書(写)が削除された。	2012 年 7 月 9 日より施行	2012 年 8 月号（4 頁）
『使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律』の制定	一般家庭で通常使用される電気電子機器であって『特定家庭用機器再商品化法』の対象品目を除くもののうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なもの（別途政令で定められる）の再商品化を促進する制度が制定された。	2012 年 8 月 10 日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日より施行	2012 年 9 月号（3 頁）
『特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法』の改正	本法律は、2013 年 3 月 31 日を有効期限としているが、1998 年 6 月 16 日以前に行われた不法投棄等の不適正な処分事案が 2006 年になって発覚するなどの事態が生じており、支障の除去等を引き続き計画的かつ着実に推進するため、本法律の有効期間が 10 年間延長された。	2012 年 8 月 22 日より施行	2012 年 9 月号（4 頁）
『水質汚濁に係る環境基準について』の改正	公共用水域における水生生物保全環境基準の項目として、ノニルフェノールが追加され、基準値（年間平均値）が定められた。	2012 年 8 月 22 日より施行	2012 年 9 月号（5 頁）
『都市の低炭素化の促進に関する法律』の制定	都市の低炭素化を図るため、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成、これに基づく特別の措置、低炭素建築物の普及の促進のための措置等が制定された。	2012 年 9 月 5 日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日より施行	2012 年 10 月号（3 頁）
『労働安全衛生法施行令』の改正	特定化学物質の第二類物質として、インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物が追加された。 また、インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物を製造又は取り扱う業務に対して、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施が義務付けられた。	2013 年 1 月 1 日より施行	2012 年 10 月号（4 頁）

法規制等名称	主な内容（概要）	施行期日	月報
『毒物及び劇物指定令』の改正	毒物として 5 種類の製剤が追加され、劇物として 4 種類の製剤が追加された。	2012 年 10 月 1 日より施行	2012 年 10 月号（5 頁）
『広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物』の改正	一般廃棄物の広域的処理に係る特例制度（環境大臣が廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者を認定し、この者について廃棄物処理業に関する市町村長の許可を不要とする特例制度）の対象廃棄物として、廃ベビーカー、廃ベビーベッド、廃チャイルドシートが追加された	2012 年 9 月 21 日より施行	2012 年 10 月号（6 頁）
『水質汚濁防止法施行令』の改正	指定物質としてヘキサメチレンテトラミンが追加された。	2012 年 10 月 1 日より施行	2012 年 11 月号（4 頁）
『消防法施行令』『消防法施行令』の改正	統括防火管理者の資格（防火管理講習の課程を修了した者等）と責務（消防計画を作成し所轄消防長等に届け出るとともに、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を実施する等）が定められた。	2014 年 4 月 1 日より施行	2012 年 11 月号（5 頁）
『環境影響評価法施行令』の改正	計画段階環境配慮書への意見提出期間、環境の保全のための措置等に係る報告書への意見提出期間が定められた。	2013 年 4 月 1 日より施行	2012 年 11 月号（6 頁）
『海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件』の改正	東京湾内房南部沿岸海域の浅場を類型「生物特Ａ」に指定された。 また、藤前干潟、木曽川河口付近、鈴鹿・津地先の浅場、松阪・伊勢地先の浅場、知多半島北部の浅場、知多半島南部の浅場、湾口を類型「生物特Ａ」に指定された。それらを除く伊勢湾全域を類型「生物Ａ」に指定された。	2012 年 11 月 2 日より施行	2012 年 12 月号（3 頁）
『特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件』『温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件』の改正	特定排出者が 2012 年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる排出係数（2011 年度の電気事業者等の実績に基づく実排出係数及び調整後排出係数）が定められた。	2013 年 7 月末日までに行う 2012 年度実績の報告より適用	2012 年 12 月号（3 頁）
『一般高圧ガス保安規則』『製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示』の改正	燃料電池自動車に水素を供給する水素スタンドに関する技術基準において、圧力が 40MPa 以下から 82MPa 以下に引き上げられた。	2012 年 11 月 26 日より施行	2013 年 1 月号（3 頁）

法規制等名称	主な内容（概要）	施行期日	月報
『危険物の規制に関する規則』の改正	給油取扱所に、常用の圧力が 82MPa 以下の圧縮水素スタンドが設置できることとされた。	2012 年 12 月 18 日より施行	2013 年 1 月号（4 頁）
『都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日を定める施行令』『都市の低炭素化の促進に関する法律施行令』の制定	『都市の低炭素化の促進に関する法律』の施行期日が 2012 年 12 月 4 日とされた。 また、下水の取水等の許可の対象となる熱供給施設に準ずる施設、都市公園の占用許可の特例の対象となる施設など、法施行に伴い必要となる事項が定められた。	2012 年 12 月 4 日より施行	2013 年 1 月号（5 頁）
『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令』の改正	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限が 2027 年 3 月 31 日まで延長された。	2012 年 12 月 12 日より施行	2013 年 1 月号（5 頁）
『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』の改正	特別管理産業廃棄物として、特定の施設から排出される１，４－ジオキサンを含むばいじん、廃溶剤、汚泥、廃酸、廃アルカリが追加された。	2013 年 6 月 1 日より施行	2013 年 2 月号（2 頁）
『特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令』の改正	特定工場として、トランス－１，２－ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、１，４－ジオキサンを排出する施設が設置されている工場が追加された。	2013 年 1 月 25 日より施行	2013 年 2 月号（3 頁）
エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令』の改正	トップランナー機器として、複合機、プリンター、電気温水器が追加された。	2013 年 3 月 1 日より施行	2013 年 3 月号（2 頁）
『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則』『金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令』『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』の改正	特別管理産業廃棄物に該当する１，４－ジオキサンを含むばいじん、廃溶剤、汚泥、廃酸、廃アルカリの基準が定められるとともに、特別管理産業廃棄物に該当する１，１－ジクロロエチレンを含む廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリの基準が見直しされた。 また、管理型最終処分場に埋立処分できる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に含まれる１，４－ジオキサンの量の基準、産業廃棄物を海洋投入処分する際に当該廃棄物に含まれる１，４－ジオキサンの量の基準が定められた。	2013 年 6 月 1 日より施行	2013 年 3 月号（3 頁）

２）政府審議会答申・報告関係

題名／担当官庁等	主な内容（概要）	月報
使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知） （環境省）	近年、一般家庭等から排出される使用済みとなった家電製品等を収集・運搬等する者（不用品回収業者）が増加しているが、それらのほとんどは、一般廃棄物収集運搬業の許可、再生利用指定又は市町村の委託等を受けておらず、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に抵触するものと考えられる。とりわけ使用済家電製品は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』『特定家庭用機器再商品化法』等に基づいて再商品化等されることにより適正な処理が確保されなければならないが、不用品回収業者に収集された使用済家電製品については、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられる。特に、実際には再使用に適さないものが再使用の名目で輸出を含む流通に供せられる例や、不用品回収業者から引き取った使用済家電製品について飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに分解・破壊が行われる例が見られ、生活環境保全上の支障の発生、適正なリサイクルシステムの阻害等が強く懸念されている。このような現状にかんがみ、不適正な処理ルートへの対策を強化するため、市町村等での廃棄物該当性の判断にあたっての基準について、通知が発出された。	2012 年 4 月号 （1 頁）
水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について（第２次報告案） （環境省）	2009 年 11 月 30 日に環境大臣が諮問した「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」は、2009 年 12 月より、中央環境審議会水環境部会の下に設置された排水規制等専門委員会において検討がなされ、2012 年 2 月に排水規制等専門委員会において第 2 次報告が取りまとめられた。これを受け、2012 年 3 月 7 日に開催された中央環境審議会水環境部会(第 29 回)においてこれを報告し、同日に中央環境審議会会長から環境大臣に対し答申がなされた。第 2 次報告では、2009 年 11 月に環境基準項目への追加及び基準値の変更が行われた項目のうち、水質環境基準及び地下水環境基準に追加された 1,4-ジオキサンについて、公共用水域への排水規制及び地下浸透規制等のあり方、特定施設の追加、暫定排水基準についての結論を得た。	2012 年 4 月号 （2 頁）
第四次環境基本計画の策定に関する答申について （環境省）	環境基本計画は、『環境基本法』に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるものです。現行の第三次環境基本計画は、2006 年 4 月に策定されており、その中で内外の社会経済の変化等に柔軟かつ適切に対応して 5 年程度が経過した時点を目途に見直す旨が記載されている。この環境基本計画の見直しについて、2011 年 3 月に環境大臣から中央環境審議会に対し諮問が行われ、これを受けて中央環境審議会総合政策部会において約 1 年間にわたり審議が行われてきた。2012 年 4 月 18 日に開催された中央環境審議会総合政策部会において答申案が取りまとめられ、2012 年 4 月 18 日付けで中央環境審議会長から環境大臣に対して答申が行われた。	2012 年 5 月号 （1 頁）

題名／担当官庁等	主な内容（概要）	月報
今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十一次答申） （環境省）	2012 年 8 月 10 日に開催された中央環境審議会大気環境部会において、1996 年 5 月 21 日付けで環境庁長官から中央環境審議会に諮問された「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」に対する第十一次答申が審議され、同日、中央環境審議会会長から環境大臣に対して答申がなされた。環境省においては、本答申を踏まえ規制強化のための所要の手続き等を進めることとしている。	2012 年 9 月号 （1 頁）
地球温暖化対策税の施行 （環境省）	環境省より、低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネ対策をはじめとする地球温暖化対策（エネルギー起源 CO2 排出抑制対策）を強化するため、2012 年 10 月 1 日から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行される旨が発表された。	2012 年 10 月号 （1 頁）
使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について（第二次答申） （環境省）	2012 年 10 月 9 日に開催された中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会第 11 回において、「使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について（第二次答申案）」が審議され、中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされた。	2012 年 11 月号 （1 頁）
生物多様性国家戦略 2012-2020 の閣議決定 （環境省）	生物多様性国家戦略は、『生物多様性条約』及び『生物多様性基本法』の規定に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画です。我が国は、1995 年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、2002 年、2007 年、2010 年に見直しを行ってきた。その後、2010 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、生物多様性に関する世界目標となる愛知目標が採択され、各国はその達成に向けた国別目標を設定し、生物多様性国家戦略に反映することが求められた。また、2011 年 3 月の東日本大震災の発生や人口減少の進展をはじめとした昨今の社会状況を踏まえ、これまでの人と自然との関係をいま一度見つめ直し、今後の自然共生社会のあり方を示すことが必要となった。このため、2012 年 1 月 27 日付けで、環境大臣より中央環境審議会会長に対して、生物多様性国家戦略の変更について諮問し、中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会において審議が行われ、パブリックコメント等を経て、2012 年 9 月 13 日に、中央環境審議会から答申が行われた。この答申を踏まえ、政府として「生物多様性国家戦略 2012－2020」を 2012 年 9 月 28 日に閣議決定した。	2012 年 11 月号 （3 頁）
瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について（答申） （環境省）	瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代に引き継いでいくため、瀬戸内海の環境の保全・再生に関し、従来の施策に加え、新たな課題や時代の変化への対応が必要との認識から、2011 年 7 月 20 日に環境大臣から中央環境審議会会長に対し、「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」の諮問が行われた。これを受け、中央環境審議会瀬戸内海部会において、諮問に関する調査を行うための企画専門委員会を設置するなど、瀬戸内海に対する国民の意見を広く伺いながら調査・審議が行われてきた。2012 年 10 月 30 日に開催された中央環境審議会瀬戸内海部会において、答申案が取りまとめられ、中央環境審議会会長から環境大臣に答申がなされた。この答申を踏まえ、『瀬戸内海環境保全特別措置法』に基づく瀬戸内海環境保全基本計画の改定を中央環境審議会に諮問する予定。	2012 年 12 月号 （1 頁）

５．ＪＡＣＯからのお知らせ

今回は、4 月に開催予定の規格改正への対策セミナーと最新情報のオンデマンドＷｅｂセミナーのご案内を致します。

◆◇◆対策セミナー【ＪＡＣＯ新セミナー】
「事業プロセスへの環境・品質マネジメントの組込み方」

マネジメントシステム規格（ＭＳＳ）共通要求事項（附属書ＳＬ）では、組織の事業プロセスへの各マネジメントシステムの統合を確実にすることで、トップマネジメントはリーダーシップ及びコミットメントを実証することが求められています。
本セミナーでは、規格改正対策で必須となるプロセスアプローチの考え方とツールを用いて、事業プロセスへどのように環境・品質マネジメントを組込むかを演習を交えて詳細に解説します。

日時・会場：2013 年 4 月 18 日(木)　9:00～17:30　東京会場
　お申し込みはこちらから↓
　http://www.jaco.co.jp/cgi-bin/seminar/semi.cgi?s=11&n=222

◆◇◆対策セミナー【ＪＲＣＡ登録　ＩＳＭＳ　ＣＰＤコース】
「2013 年版　リスクセンスを磨く」

＜3 月に開講し、大変好評をいただいたので追加開催します＞
マネジメントシステム規格（ＭＳＳ）共通要求事項（附属書ＳＬ）では、リスク及び機会の決定が求められています。
変化の著しい社会情勢の中で、頻発する事故や不祥事の真の原因を詳細に分析すると、個人に帰着するヒューマンエラーではなく組織としての問題点にたどり着くことができます。
本セミナーでは組織の弱点を把握し、事故・不祥事の「予防」に繋げる診断ツールを提案します。
また本診断を活用した個人および組織のリスクセンスの検定についても演習を通して詳細に解説します。

日時・会場：2013 年 4 月 25 日(木)　9:00～17:45　東京会場
　お申し込みはこちらから↓
　http://www.jaco.co.jp/cgi-bin/seminar/semi.cgi?s=11&n=208

◆◇◆対策セミナー【オンデマンドＷｅｂセミナー】
「ISO14001 改正アップデートと ISO9001 改正の最新動向」
　～第 4 回 TC207/SC1/WG5 会合（2013/2 ヨーテボリ）からの最新情報～

2013 年 2 月、ヨーテボリ（スウェーデン）で行われた ISO14001 改正の第 4 回作業会合での最新情

報をＷｅｂセミナーで配信致しますので、どうぞご利用下さい。
本セミナーでは「環境状況」「環境改善プログラム」「バリューチェーン計画」「パフォーマンス評価」などの概念が盛り込まれ、骨子が明らかになってきた改正の主な論点をＩＳＯ／ＴＣ２０７／ＳＣ1の日本代表委員　吉田 敬史 様に解説いただきます。

Ｗｅｂでのご提供ですので、インターネット環境があれば、いつでもお好きな時に繰り返してご覧いただけます。

お申し込みはこちらから↓

http://www.jaco.co.jp/cgi-bin/seminar/semi.cgi?s=11&n=216

～～～

★内部（環境／品質／ＯＨＳＭＳ／ＩＳＭＳ／食品）監査員養成コース　２日

それぞれの概要、規格解説、マネジメントシステムについての解説や、事例による監査の演習も行います。

現役審査員で経験豊富な講師陣を擁するＪＡＣＯセミナーをぜひ、ご活用ください。

〇セミナーのご相談・お問合せは、右記へご連絡下さい。　E-mail：info-g@jaco.co.jp

その他の研修コースについては、ＪＡＣＯ　研修ＨＰをご覧下さい。

http://www.jaco.co.jp/seminar/